

第9章 環境影響評価の項目並びに
調査、予測及び評価の手法に
ついての経済産業大臣の助言

第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての 経済産業大臣の助言

「環境影響評価法」第11条第2項の規定に基づき、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について、経済産業大臣からの助言はない。